

東京国公だより

【電話】03-3501-6973

【FAX】03-3500-4391

【Eメール】

office@tk-kokko.org

URL: <http://tk-kokko.org/>

東京国家公務員・独立行政法人労働組合共闘会議 2016/10/29 16-7号

政府方針自身にも違反の社保庁解雇

2009年末の社会保険庁(社保庁)解体・民営化により、職員525人が分限免職(解雇)された問題で、全厚生闘争団による裁判がたたかわれています。各地の裁判(日程表参照-裏面)が結審、判決を迎えるにあたって、国公労連の盛永雅則顧問に問題点を解説してもらいました。

社保庁職員の分限免職(解雇)には、政府のやってきたことから見ても大きな問題が2つあります。

④【2月23日の官民共同行での宣伝行動】

◆政府の定員管理方針に違反

1つは、これまでの政府の定員管理方針から逸脱している問題です。

政府は1969年、国家公務員の定員削減をすすめるために、国の行政機関全体で定員を抑制する総定員法を制定しました。

この総定員法を制定するときの国会審議で、「首切りが起こるのではないか」という議論になり、政府は「出血整理は行わない」と首切りは行わないと答弁し、これが付帯決議にも盛り込まれたので、

「首切りは行わない」と答弁し、これが付帯決議にも盛り込まれたので、

さらに2006年には行革推進法により国家公務員の純減を定めますが、「雇用の確保を図りつつ純減を進める」と閣議決定し、省庁間での配置転換などによって首切りをしませんでした。

これ以降、社保庁職員が分限免職されるまでは国家公務員の分限免職はなかったのです。

このように総定員法制定以降の政府の定員管理方針は、定員削減や定員純減を行っても首切りは行わないということであり、社保庁職員の分限免職は政府方針違反です。

◆省庁再編や独法化、定員純減でも雇用は確保

2001年の中央省庁再編や、これと前後して行われた国の機関の独立行政法人化や食糧庁の廃止などもありましたが、このときも首切りはありませんでした。

加えて公務組織の人事管理の基本となる差別的取り扱いの禁止、平等取り扱い原則にも反してい

ます。

◆分限免職を回避する責任は政府と厚労相にある

もう1つは、分限免職を回避するための努力にかかわる問題です。

国は裁判において、分限免職を回避する努力は任命権者である社保庁長官と、各都道府県の社会

保険事務局長の責任であ

って、政府や厚生労働大臣にはないと主張してきました。

たしかに、欠員補充や懲戒、分限免職は任命権者の権限とされています。

しかし、社保庁の場合には国が社保庁組織の廃止を決定したわけで、すべてなくなる組織の任命権

者が分限免職の回避方法を持ちようがないのです。

そのため政府も分限免職を回避するための対策として、①退職勧奨、②厚労省への配置転換、③官民人材交流センターの活用を基本計画の中で定めたのです。この3つの対

策の中で、②は厚労大臣の権限ですし、③は総理大臣の権限ですから、政府みずからが決めた対策

自体が分限免職を回避する努力義務が任命権者にだけあるとする政府の主張が間違っていることを明確に示しているのです。

◆裁判で勝利を

そして、②の厚労省への配置転換は、裁判に先立つ人事院の判定で、分限免職の回避努力としては不十分と指摘されたも

「公務員賃下げ違憲訴訟」控訴審 判決 日行動、報告集会などについて

1 東京高裁前要求行動

日時：12月5日(月) 14:30~14:45

場所：東京高裁前

内容：①主催者あいさつ ②原告団・弁護団送りだし

2 控訴審判決言い渡し

日時：同日 15:00~15:20

場所：東京高裁 第101号法廷

3 報告集会

日時：同日 判決言い渡し後(15:45頃)

場所：弁護士会館又は民間会議室

内容 ①主催者あいさつ ②弁護団報告
③質疑応答 ④原告又は単組決意表明
⑤行動提起 ⑥団結ガンバロー

のですし、③についても

300人を超える応募者がいたにもかかわらず、民間企業の雇用につながったのは100人強で

す。これで、分限免職の回避努力が十分だったと言えはありますが、政府は、すべての分限免職を取り消すべきで

す。

争議解決に向け東京争議団が終日行動

10月28日、東京争議団は、すべての解雇・雇止め、セクハラ・パワハラ

そして、裁判所も処分取り消し判決を出すべきです。(国公労新聞より)

社保解雇撤回東京事案の公判
2016年12月1日
10時30分~15時30分
*公判前に宣伝行動

等の争議を解決させようと、社前行動等終日行動を展開しました。



ダイワハウス東京本社前



有楽町 JAL プラザ前行動